

Title	浙江省蕭山県小城隍廟調査報告：城隍廟覚書(1)
Author(s)	濱島, 敦俊; 顧, 希佳
Citation	大阪大学文学部紀要. 1999, 39, p. 47-74
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/8599">https://hdl.handle.net/11094/8599</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

浙江省蕭山県小城隍廟調査報告―城隍廟覚書(1)―

濱島敦俊(大阪大学文学部)・顧希佳(杭州師範学院)

甲 「前言」

濱島敦俊

(一) はじめに

城隍廟とは、漢民族の世界では極めて普遍的な都市の守護神であり、さらにはベトナム・朝鮮も独特の方式で受容、両国でもごく普通に見出される神となっている。広く東アジア・東南アジアに居住空間を拡げた漢民族、および近隣諸民族の信仰や社会結合の考察に対して、この城隍廟の分析も一つの大きな接近手段を提供するであろう。本稿は、浙江省北部、杭州湾南岸の蕭山市の東郊に所在する「小城隍廟」の調査記録である。

一九九二年夏、寧波に向う急行列車の車上、この廟を目撃した濱島は、九五年自らその視察に赴いた。しかし、現地語の聞き取りが全

く出来ず、杭州・湖州・嘉興地区で緻密にして創見に富む視角から、民間説話の採集を蓄積して来られた浙江省民俗学会の顧希佳教授に依頼することを思いついた。顧教授は、天目山系に分布する儺文化の考察でも著名な研究者であり、日本でも中国文学や民俗学研究者の注目を集めてきた学者である。濱島は、現代浙江北部農村に現存する「神歌手」の招神歌かみおろしの採集整理を通して、江南デルタの「土神」<sup>2</sup>の階層的構成を復元した教授の論攷（顧一九九〇）に大きな感銘を受けてより以来、交流関係を維持してきた。教授は、九四年浙江省海鹽県文化館研究館員から、杭州師範学院副教授に転任したが、同学院中文系で民俗学の講義を開講することを予定してのものであったという。しかし「領導」の交替で民俗学の講義が取り消され、目下、学院紀要Ⅱ『学報』の編集に従事しておられることである。

九五年夏、濱島は杭州で顧教授に会い、①「小城隍廟」が蕭山市に存在すること、②城隍廟の由来、および常熟県小城隍廟の由来（濱島一九八八b）より類推すれば、何か面白い発見があり得ることを指摘、碑刻の存在も伝え、外国人研究者として各種の限界を有する濱島を助け、調査を実施されるよう依頼した。快諾された顧希佳教授に、帰国後、採訪項目（立地・規模・創立・祭神・靈異伝説・廟会・演劇・等）を送付、これを受けて教授は現地での聞き取りと資料探索を行い、九六年秋に記録を寄せられた。本稿を連名で発表する所である。

## （二） 蕭山小城隍廟の“発見”まで

一九九二年八月、上海・松江・余姚と移動しつつ開催された、第三回明史国際学術討論会に参加、松江から寧波行き急行列車に乗り、余姚に向かった。省都杭州を経て、錢塘江を過ぎり、蕭山に暫時停車する。同駅を出発して数分後、進行方向の左側に、正面の幅が広い大きな廟が存在し、多くの人が参集して香火が供されている様子を、遠ざかりゆく車窓から、僅かな時間の内に目睹した。香煙でむせ返る活況は十分に看取された。

廟はほぼ東向する鉄路の左側Ⅱ北側、中間に一条の小流を挟み、目測五〇米ほど隔てて建っていた（写真1）。鉄路とは完全な平行ではなく、ほぼ十五度程の角度でV字状を為して建っている。正面四スパンは、何れも扉が開かれ、香華が捧げられている。そして中央の扁額に「小城隍廟」の文字を明瞭に看取することが出来た（写真2）。写真機を取り出す暇も無く、光景は後方に流れ去った。濱島にとつ

ては、文献史料で識認した常熟（道光・鄧琳『虞鄉志略』・光緒『常昭合志稿』所見）に続く、第二の「小城隍廟」の出現であった。

余姚會議のイクスカーションとして、著名な遺跡、河姆渡の早期稲作遺跡を見学した後（惜しくも、九六年五月に急逝された歴史研究所教授陳柯雲女士が、“渡”を渉る際に船頭に替わって鮮やかに櫓を捌いておられたのが記憶に生々しい）、余姚驛から上海に向け帰路に就いた。同行の東海大学浅井紀・国士館大学奥山憲夫両教授にお願いし、車窓右側からの確認を依頼、蕭山駅に入る前に、右側に確かに小城隍廟が存在することを確認した。今回は人影はほとんど無く、四枚の扉のうち中央のみが開いていたように記憶する。

爾来、この地を直接訪れ、採訪することが宿願となった。九五年八月、安徽省鳳陽での第五回明史国際学術討論会大会で「朱元璋政権城隍改制考」を報告し、長年、民間に自生の廟であった城隍が、朱元璋政権によって国家の“礼制”に組み込まれ、典制としての廟に変えられたことを論じた（後に『史学集刊』吉林大学・一九九五年第四期に掲載）。この場で小城隍廟にも論及、単に民間信仰・祭祀制度研究のみならず、中国における国家と社会、或いは“当為と存在”の視点から、興味深い考察材料を提供することを指摘したのである。学会終了後の同年九月、濱島は浙江省社会科学院と合作して嘉興地区の農村調査を行なった。実施前の杭州での打ち合わせを終えた休日早朝、濱島は同行の地理学者小島康雄神戸大助教授とタクシーを雇い、蕭山に赴いた。走ることはほぼ一時間で蕭山市内に到着、まず新華書店で最新の「蕭山市地図」を購った。

鐵路は蕭山駅を過ぎて後に、寧波方向に東進するものと、金華・江西省方向に南下する路線に分岐する。前回目撃したのは、余姚に赴く途中であったから、当然前者と考え、運転手に地図を示してそれと思しき方向を指示した。しかし探索に時間を大きく費消し、午前中には所在を確認できなかった。何よりも原因の第一は、鐵路が九四年冬、実に前年の暮れに付け替えられ、九二年に走った鐵路は高い堤防状の道路に変わっていたためである。それにもまして、各地で常見の中国の運転手諸君の読図能力の著しい欠如に因る全く見当違いの方角での彷徨が、時間のロスに輪を掛けた。漸く尋ね当てた廟は、旧県城からは三キロほど離れた東郊にあった。初め全く逆の県城西北郊に走った時（地図を見せてその方角に非ざるを説いたが聞きいれない）、所在の老人たちに随意に尋ねると、全くその存在を知らなかった。逆に、本来の方向―県城の東郊―に接近するにつれて、明瞭に記憶する高年・中年の男女が徐々に現れ始めた。このことは信仰圏の広がりとも関連し、県城を挟んで西方郊外まではその信仰は及んでいないことを想像させるものであった。

結局、地図を購ってから、約三時間を費して辿り着いた。冒頭に記した旧鐵路との位置関係についての濱島の記憶は極めて正確であり、

廟も列車の上から見たままの外見を呈していた。因みに本来の計画は、①午前中に小城隍廟を見学、②続けて水利・開発史研究で著名な鑑湖の跡を観察、③午後は近世・近代に新張の杭州湾南岸の地貌観察の予定であったが、③は放棄せざるを得なかった。衛星の飛ぶ今日、中国も現実には無意味となった地図の軍事管制をやめ、主権者たる人民に自国の各種の地図を開放し、少なくとも研究者や運転手には方角が読める程度の読図教育を普及することを切に期待する。研究者による現地歴史調査で、地図、特に縮尺の地形図・土地利用図が供与されぬ事の便は、筆舌に尽く難いものがある。

閑散とした廟に入ると、姚阿二と名乗る老年の女性が住み着いており(写真3)、好意に満ちた歓迎を受けた。所在地・祭神・由来・廟会・と普通話で尋ねると、質問は完全に理解するが、回答は全くの土語で聞き取れない。杭州出身の運転手が乗り出してくれたが、彼にもあまり聞き取れない。同じ呉語の浙江方言ながら、少し距離を置くと「語言不通」という状況の存在することを改めて確認することとなった。祖父?もここに住んでいた、祭神は縣城の城隍神と同一である、ことは辛うじて聞き取れたが、「小」城隍の由縁は、並立して祭られている「夫人」が縣城城隍の夫人とどうこうという話になると、十分には聞き取れなかった。所在地「半井街」村は、老女のアドレスや標識から確認した。一般に、近世以降、「街」とは、城市・市鎮まちの商業区、ないし都市的聚落内の商店がならぶ街路を意味し、恐らくはこの地が一個の商業中心地を成していたことを推定させるのである。碑刻も幾つか確認したが、保存状態が悪く、短時間ではとても判読できない。

杭州に帰って、即刻顧希佳教授と会い、蕭山小城隍廟について語り(因みに浙江省民俗学会の指導的学者である教授もその存在を知らなかった)、現地の採訪や碑刻の採録を依頼した。そして、帰国後に詳細な採訪項目を送ったのである。

### (三) 「小城隍廟」とはなにかー問題の所在ー

一九八八年発表の拙稿二篇において、城隍廟の明代以降の展開を考察したが、そこで得られた知見を基礎に、以下の二つの視点から小城隍廟に関心を抱くに到ったものである。

第一に、大きくは伝統中国における「国家」と「社会」・「民衆」、あるいは「当為」と「実態」に関わると考える。この視点は、方

志において蘇州府常熟縣の「小城隍廟」に遭遇することによって形成された。城隍神は、南北朝時代に、完全に民間に自生のものとして成立した。それは、在来の非人格神「社」に代位し、人格神として成立した聚落守護神「土地」の範疇に含まれ、いわばその都市版であった。元代までに県レヴェル以上の政治都市には、城隍廟がもれなく存在するに到ったと考えられる。これらの廟には、王朝による爵位・称号あるいは扁額の授与が行われた例が多い。しかし、それはあくまで個々の神・廟に対して、個別に賦与されたものであり、国制としては、元末まで城隍廟は存在しなかった。

洪武二年（一三六九）正月丙申朔日の詔は、天下の通制として、府・州・県に城隍廟の設置と祭祀を命じ、統一的な爵位・称号を授与するに到った。この新制は、史上初めて、国家の祭祀制度に城隍を位置づけたものであったが、信仰の内容にまで立ち入ることは無く、在来の民間の慣習をそのままに採用するものであった。しかし、翌三年六月、城隍神の人格神たる屬性を全面的に否定、城隍神をば山川・風雨・雷霆と同様に自然神と見なし、一切の称号・爵位の剥奪のみならず、在来の偶像の徹底した破壊をも命ずるといふ、理念上の大變革が国家によって加えられるに到った。濱島の旧稿の文言を引けば、「二年新制が民間信仰をそのままに整序的に体制に包摂するものであったとすれば、三年改制は国家権力による民間信仰の強奪にほかならなかった」のである（濱島一九八八b）。

三年改制の論理（原理主義的朱子学の臭氣が充満する）に誠実であろうとすれば、城隍神は自然神として自然の「氣」とともに実存する以上、あくまで露天の壇で祭らねばならず、風雨・陽光を遮断する廟屋は不要として否定すべきである。三年改制が偶像は破壊したが、廟屋の撤去まで求めなかったのは、何故であろうか。実は、洪武二年正月戊申に出された他の詔勅は、「城隍」を自然神たる「地祇」の一種とし、嶽鎮・海濱・山川と並んで「地祇壇」で祭ることを命じていた。つまり典制上は、城隍廟と平行して城隍壇が存在し、それは清末に到っても、多くの方志から確認される所である。加えて、三年六月改制は、城隍神に現世の知事に匹敵する「冥界の行政官」たる職務・権限を付与し、県衙に倣う廟制を規定している。つまり、既に「壇」が有り、かつ行政官庁としての建造物の必要という諸要因が、人格神の否定にも拘わらず、廟から壇への変更には至らしめなかったと推定される。

城隍壇と城隍廟の並存という、国家の典制上の明白な矛盾の存在は、当時の権力中枢における理念上の対立、従って異なる思考をするグループの存在を示すものである。即ち李善長など江北人の胥吏出身を中核とし中書省に拠る「現実派」と、宋濂など江南（特に浙東）人の正統士大夫で「礼官」に任用されていた「理念派」の対立をここに想定し得る。常熟縣の小城隍廟の生成は、まさしくこの対立の

後果であった。常熟県城の、梁代にまで遡る建立伝説を有する城隍廟が、洪武三年六月、突如、一片の詔勅を以て破壊されることとなった時、県人は秘かに神像を城外に搬出して隠匿して祭祀を維持した。やがて、極めて非現実的な三年規範の空洞化に伴い、城内の城隍廟で神像・称号等が復活するとともに、城外の旧神像は別個の城隍神として信仰されるようになり、それを「小城隍廟」と称したのであった。道光年間の私撰の方志で、二十世紀初頭の光緒『常昭合志稿』に多くの材料を提供し、しばしば直接に引用もされている鄧琳『虞郷志略』（巻3祠廟）は、小城隍廟の由来について、以下のように伝えている。

社稷城隍廟。南門外の、「風雲・雷雨・山川・城隍壇」の東北に在る。・・琳が按ずるに、「社稷壇」は北門外に在り、廟を距つること甚だ遠いのであって、称して「社稷城隍」と為すのは不当である。旧伝では、明の洪武中に、詔して城隍神は止だに木主いはいのみを立てることとし、土・木の神像を禁革した。因つて邑人は城内の城隍神をば、移して南門外の「風雲・雷雨・山川・城隍」壇の旁らおきよむじろの齋宿房の内に至らしめ、之を「小城隍廟」と謂つたのである。

後に禁も稍や弛み、城内の城隍廟は新たに神像を塑するにいたつた。そこで「小城隍廟」の神像は、遂に「社稷城隍」と謂うようになった。というのは、つまり土人は、「風雲・雷雨・山川・城隍壇」を誤認して「社稷壇」と為していた。廟がこの壇に近いことに因り、故に以て名づけたに過ぎない。「小城隍廟」の封爵は忠安王と称していることからすれば、則ち蘇州府城隍神の封爵を以て此に附会しているのである。然しながら、今は小城隍廟と称しているとすると、究極のところ、常熟県城隍の行宮に他ならない。

在来の牢固たる慣習を無視した、国権による極めて非現実的な強制、それに対する窮余の抵抗としての小城隍廟の産出という図式を想定しうる（以上、主に拙稿一九八八b）。

第二に、聚落の中心地機能と城隍廟の関係である。一つの興味有る社会現象として、江南デルタでは清代に無数の鎮城隍廟が存在する。城隍廟は城壁都市の守護神であり、明初に祀典に著けられて後は、城隍廟を設置すべき且つ設置し得る聚落は国家の規範で定められ、県城より下位の聚落には、城隍廟は有つてはならず、現存の全ての鎮城隍廟は、厳密に言えばそれは法制を犯した「淫祠」に他ならない。しかし、県城以上の都市の城隍廟が、些かも疑念の存在しようが無い、偶像と称号を禁止する規範を公然と無視していたように、江南デルタの多くの大市鎮は、明末清初、自らの城隍廟を建立していたのである。

その動因は、これら市鎮が経済的に、そしてその故に社会的・文化的にも有していた中心地の機能に在った。鎮城隍廟建立と並行して

形成される慣行が、「解錢糧」・「解黃錢」である。即ち鎮城隍廟は、周辺村落所在の村廟うしがみまに土地廟ちどほらに対し上位に位置、各土地廟は自ら土地会ちどほりの際に、或いは鎮城隍廟の廟会おまつりの際に、自己の領域りきに廟界に属する各戸から、現世の貨幣を会費として集めると同時に、紙錢・冥錢をも徴収した。この徴収行為を、「催錢糧」ねんた「徵錢糧」おほしや等、里長しやうやによる現世の徵稅行為を意味する語句を以て呼んだ。そして集められた紙錢は、鎮城隍廟に上納されるが、この行為が糧長おほしやによる縣衙おやくへの上納行為を意味する「解錢糧」と呼ばれるのである（解とはおくりとどけるの意）。なおこの際に、しばしば土地神うじがみに土地老爺の神像を担ぎ出し（擡老爺）、鎮城隍廟に表敬に赴くことが行われており、この行為が地方官による朝廷への朝覲に見立てられ、「朝集」に類する用語で呼ばれているのである。（以上、主として拙稿一九八八a）

つまり鎮城隍廟は、市鎮を中核とする農民の生活圏しやうくわんに「郷脚」の中心地に位置する「中心廟」であり、郷脚内部の「下位廟」に土地廟に対し「上位廟」の位置を占めていた。勿論、中心・上位廟は、必ずしも城隍廟でなくてもよい。常熟四大巨鎮の一、東唐市では崇禎年間建立の城隍廟が、当地の有力者の祝願（息子の痘瘡治療）に応えなかつたので焼燬され、鎮城隍廟は清末に至っても存在しないが、東嶽廟が「毎歳春季、村社の諸神の朝集する所」となっており（拙稿一九九三）、中心廟・上位廟は確実に存在していたのである。

蕭山の「小城隍廟」の所在地は、県城からは相当に離れ田園地帯の中に位置するが、地名は「街」を称する。つまり、この聚落が農村の一定領域の商業中心地機能と連関する可能性を想像させるのである。この推論は、この地の別名「転壩頭」（後述顧教授報告参照）からさらに強められる。「壩」とは水門ないし堰堤であり、この地名は、小規模水運から、陸運もしくは大規模水運への中継点を想像させるからである。

#### （四） 顧希佳氏の調査報告について

かような問題関心から調査項目を設定、顧希佳教授に現地採訪を依頼し、教授はその成果を寄せられたのであった。顧教授は何等かの形でこれを公刊したい希望を強く表明されており、濱島と顧教授の共同作業として、この成果を発表するものである（原文はもちろん中国文であり、濱島の責任で和訳した）。



本文に明らかなく、直接、蕭山東郊の小城隍廟の由来について、確たる断案が得られたわけではない。ただ顧教授の現地探訪、および資料探索は、蕭山小城隍廟について貴重な知見をもたらした。さらに加えて、以下の二つの成果も注目に値する。

第一には、蕭山県下に存在する他の小城隍廟の考察である。特に、西興鎮城隍廟の紹介は、極めて有意義であり、城隍廟の歴史研究に、一つの問題を投げかける。つまり南北朝時代に城隍廟を設けた都市聚落が、明初にいたって国家の典制に城隍廟が組み込まれた時にも県級以上の行政都市であれば、問題は生じない。しかしながら南北朝から明代に到るまで、州・県の廢置は、決して稀少の現象ではなく、かつて城隍廟を建立した行政都市が衰落し、行政系列上の地位を喪失する（県城が移動する）事例は珍しくない（但し、宋代以降に開發が進んだ江南デルタ低地では、かような現象は比較的微弱である）。そのような聚落における城隍廟は、明初以降どのように扱われたのであろうか。小城隍廟の生成・存在を考える際の新たな視角と問題を提起するものと言える。

第二に、民俗学者としての蓄積を有する顧教授は、広く全国の小城隍廟の存在を指摘した。顧教授が依拠した民間説話、つまり民間文学工作の視点から収集された説話集の記載は至って簡潔であり、まだ今後の詳察の余地を留めている。城隍廟研究において、今後、具体的に解明さるべき幾多の事例・課題を顧教授は提示したのである。

このように顧教授の聞き取り作業は勿論貴重なものであるが、ただ鄧嗣禹（一九三五）・那波利貞（一九三四）両先学に始まり、最近のD.Johnson（一九八五）や濱島（一九八八）に到る先行研究の摂取が、まだ不十分であることは認めざるを得ない（濱島はそのことを顧教授に直接に指摘した）。従って、顧希佳教授が論理を展開した部分について、その全てに濱島が同意する訳では無い。本稿を公刊する目的は、あくまで、練達の民俗学者による探訪記録が、今後の研究に於いて資料としての価値を有するであろうとの判断に基づくものであることをお断りしておく。

なお顧教授は、今回の調査に触発され、浙江省全域の城隍廟に範囲を拡げ、濱島と共同で考察を行うことを構想されている。言うまでもなく、全省に渡る一種の悉皆調査は、直接実施することは、現状では殆ど不可能であろう。そこで顧教授が採用しようとしている方法は「通信調査」である。目下、顧教授は、全省各市・県で活動している民間文学工作者に、回答記入を依頼する質問状を送付する方法を試行中である。今後に期待したい。

## 前言注

- 1 城隍神の機能については、古典的研究として鄧嗣禹一九三五・那波利貞一九三四を、最新の研究としては濱島一九八八a・全b・一九九二を参照されたい。
- 2 「土神」とは、ある特定の地域で産出され、多くは当地に関連する靈異説話を有し、概ね当該地域で信崇される地方神を言う史料用語である。
- 3 「領導」という現代中国の法制用語は、相当・類似する政治システムが日本に全く無く、翻訳しにくい。中央から地方まで各機関の長より上位に、最終決定権を行使する権限を有する中国共産党支部委員会が存在、その代表「書記」が実は各機関の首長なのである。この指導部（名詞）、およびその行使する決定行為（動詞）を「領導」という。
- 4 中国の城隍城壁都市は、ほぼ例外なく各級衙門の所在する行政都市であるが故に、周辺一定行政領域に対して上位に立つ聚落となり、其の故に守護神  
 〓城隍は、自然と現世の地方行政官衙に照応する冥界の行政官に見立てられるに到った。その国法による追認は朱元璋政権の二年新制によってなされたが、既に前代までに、新任地方官が城隍廟に表敬〓参調する慣習が成立していた。宋代の土神信仰の形成を論じた専著としてV Hansen 教授は優れた成果を提示しているが、城隍廟についての認識が不足しており、「兩浙金石志」巻七「越州修城隍廟碑」の「謁者」をthose who visitと訳している（Hansen一九九〇、五二頁）。これは文脈よりして明らかに歴代の知州を意味しており、the Prefectsとでも訳すべきであった。

## 乙 「採訪報告」蕭山小城隍廟調査

顧 希佳 採訪、 濱島敦俊 和訳

（以下、①は顧希佳原注、「1」は濱島訳注である）。

浙江省蕭山市（原は県。80年代に県級市に改められる）に小城隍廟が有る。旧時、城隍廟は隨所に有ったが、名称に“小”を冠するのは稀である。小城隍廟と称するのは、鍵は規模の大小に在るが、民俗から見て然るべき原因が存在する。

第一の原因：旧時、蕭山城内には別に城隍廟が有り、方志には歴代の帝王による勅封や、明清時代の地方官がたびたび修復を行った経緯を記載している。第二の原因：古来、城隍廟はみな城内に造られており、蕭山の「老城隍廟」も亦城内に在った。而るに此の廟の場合、城外に在り、些か本義にそぐわぬところが有り、故に称して「小」と為した。此等の点から観て、蕭山小城隍廟に関わる民俗を調査することは、旧中国の民間の城隍信仰の実情の理解を一步進めることになるであろう。そこで筆者「顧希佳。以下同じ」は、一九九六年五月と八月の二回、蕭山に赴いて調査した。以下のように報告するものである。

### 一 蕭山小城隍廟概況

蕭山小城隍廟は、現今、蕭山市の城区<sup>[2]</sup>の東郊に在る。道路蕭紹線に沿って東行し、新建の蕭山商業城<sup>[3]</sup>の二帯に到ると、道路の南側に一条「路地」が有り、南向して百米餘入ると到達する。小地名を「半月街」といい、又「転壩頭」<sup>[4]</sup>とも称する。現在は、城廂鎮半月街村に属するが、以前は裘江郷半月街村、民国期には由化郷湖里村に属していた。民間の言い方によると、蕭山县城から「五里路」に当たる。城壁は既に壊され、その跡はコンクリート舗装の「環城路」になった。現在の「蕭山市区図」でも旧城壁の位置は看取され（附图一）、「小城隍廟」が確実に城外にあることを知り得る。

半月街村は農村で、もとは水稻栽培が主要な生業であり、蚕桑は無く、魚・菱と家庭飼養を副業とした。所謂「半月街」とは、只に河に沿う一条の小路に過ぎない。街の南は河であり、北はくねくねと少しの民居が並び、小城隍廟はその間に混在している。

廟門は南面し、前門の扁額には「小城隍廟」の四字が書いてある。当地の人は又「変城隍廟」とも呼ぶが、その理由を問うと、「変猪〔豚の変化〕・変狗〔犬の変化〕の意味である」と答えた。明らかに仏教の「輪廻報応」の思想と関係が有る。

主神は城隍であるが「小周明王」と称し、封爵は「崇福佑王」である。実はこの封号は城内の「老城隍廟」と同一である（後述）。当地人は「此処の城隍神、城内の城隍神、さらに湖湘里の城隍神は同一の神」と称する。廟祝の姚阿二は次のように語った。

祖父が昔語った所では、元來城隍神は湖湘里に住んでいたが、火事で焼け、蕭山に移った。城隍老爺は一つだが、妻を二人娶り、正夫人は城内に住み、それが老城隍廟である。第二夫人は城外に住み、すなわち此処の小城隍廟である。<sup>[7]</sup>

これが由来の民間の説明であることは言ううまでもない。伝説をさらに知るべく、市内外で少なからぬ老人から聞き取りを行ったが、異なる説明は聞き出し得なかった。出生・顯靈伝説、或いは神の官職の遷転等、他所の城隍は紛々と語り、説話は鬱然たるさまを呈するのが普通だが、蕭山小城隍廟についてはかような伝説を今に至るも採集し得ていない。

小城隍廟の規模は正面が六間、奥行きが三進であり、中に天井「四方を建物に囲まれた中庭」が有る。総面積はほぼ一畝前後「約二百坪」である（附图二）。「以下、土地・豊都・閻魔殿の祭神の紹介は省略。附图二参照」。過道を経て天井を通り、やっと城隍殿に到る。正面中央に城隍神を祀り（写真4）、前方左右に陽判・陰判が侍立し（写真5）、両側壁面には衛役が並ぶ（写真6）。「以下、城隍・龍図殿の諸神の紹介。同様に附图二参照」。天井の右側には、厨房・齊堂（＝食堂）が有り、参詣者に食事を給する。

九六年五月二四日、折しも十数名の農婦が焼香していた。特に一家の農民（夫婦に子供一人）が、当地の「香灯師傅」一名に頼んで、宝巻『十宝恩懺』（巻末付録参照）を唱ってもらっており、非常に活気に満ちていた（写真7）。廟祝と農民二名に頼んで、小型の座談会を持った。

座談会参加者は次の通りである。

姚阿二・女・六六歳・廟祝。

王阿多・女・六六歳・半月街村農民。

徐金和・男・六一歳・螺山楊興村農民。

建立年代・縁由等は全く知ず、先祖の代から此処に在ったことを知るのみである。解放後、供銷社〔8〕の倉庫に転用、農業用資材が山積み〔9〕にされていたが、のちにまた生産隊の「申毛場」に使われた。申毛場とは、各地で買い付けた鶏・家鴨・鷺鳥類の羽毛を集め、箒を製造する手工業作業場のことである。旧廟の菩薩が何時破棄されたか問うたが、何れもはつきりした記憶がないと答えた。共通の記憶は、抗日戦争中に既に零落しつつあり、六十年代初期の「農村社会主義教育運動」〔10〕の時に、僅かに残る数体の菩薩も破壊されたことである。八十年代に入ってようやく廟祝と有志数人が相談し、寄付を募って修復、新たに塑像も造り、徐々に現在の規模に達した。

当地の習慣で「看廟人」＝堂守を「廟祝」と呼び、寄付をして修復に当たる人を「東家人」と呼び、廟に焼香にやってくる人を「香客」という。この小城隍廟への香客は付近の農民の他に、遠くは紹興の柯橋や余杭の臨平〔11〕にまで及ぶ。旧曆の毎月一日と十五日に香客が多い。

人によっては願掛けに来る人もあり、その場合、民間の半職業的歌手である「香灯師傅」に頼んで「仏曲」を一曲唱ってもらう。これを「拝懺」という。この日に、我々は呉桂珍（女性。五八歳。徐河村農民）という名の香灯師傅と遭遇した。彼女が唱うのは『十宝恩懺』<sup>12</sup>という宝巻に類する歌曲である。

信者は「会」という臨時の信者組織を構成し、十数人から数十人まで、一緒に焼香にやってくる。適当に金銭を出し、それで線香・蠟燭や紙元宝などの迷信品を購入し、また昼食の費用に充てる。普通は各人が米を持参して廟祝に頼み、廟祝は手伝いを雇って簡単な食事を準備する。香客はまる一日を廟で過ごす、帰る時にリーダーは各人の拠出額、および支出細目を記した「清單」<sup>かいけほんこく</sup>を作成した後に神像の前で焼香礼拝して公正を誓い、活動は終了する。かかる「会」は、リジッドな団体組織ではなく、参加・退出自由で、規則もなく、大まかに集団を形成し、焼香に来る期日を以てしばしば命名している。

龍華会：主要祭神は玉皇大帝。旧暦二月・四月・六月・八月各月の八日。

閻王会：要祭神は閻王。毎月九日。

月香会：土地神。毎月一日と十五日。

庚申会：庚申・壬申・甲子の日に焼香。その際必ず『庚申経』を誦する。

聖誕会：城隍神誕生日。

此等の会に、ある人は一つだけに参加するが、ある人は好みによって複数の会に参加する。或いは変更したり、クロスして参加したりする。この城隍神の誕生は九月二十三日という。この日には付近の香客は全て廟に夜通し籠もり、二十二日夜から二十三日まで、念仏焼香を続け、神の保佑を祈る。

しかしこの城隍神は出巡<sup>13</sup>せず、かつ盛大な廟会も無く、演劇もない。廟内の配置を参観した時、ただ泥塑の神像があるのみで、出巡に擡げるような木像は全く無かった。さらに戯台も無いのであり、よしんば廟戲上演を欲しても場所が無いのである<sup>14</sup>。このことは他所と大いに異なる場所であり、廟祝や本地の農民にそのことを問い質したところ、彼等は応えた。

蕭山の風俗では、城隍神は出巡しない。城内の城隍神でさえも出巡しない。蕭山にも出巡する神がいて、関帝・張相公・黄山西南・西施娘娘などである。このうち関帝以外は地方神であるが、人々は何れも水神と見なしている。その出巡は、何れも求雨・防洪など

水利に關係する。

小城隍廟と当地の他廟との關係は、歴史的に特に關係は無いようである。ただ觀念的に人々は、諸廟には地位に上下があり、最高級は東嶽廟、次が城隍廟と小城隍廟、最下位に土地廟であると考へられている。この小城隍廟にも、土地殿が前殿に設けられている。しかし、廟と廟の間に如何なる經濟關係もなく、各土地廟からの朝集や解黄錢などのことも無かつたと皆が言つた。

廟祝について知り得たのは以下の通りである。姚阿二の夫の父は湯建川で廟祝であつたが、彼は本姓は陳、蕭山縣長山鎮の農民であり、八歳の時に小城隍廟に売られ、時の廟祝が湯姓であつたので改姓した。老廟祝の死後、建川が繼承、一九五八年、八四歳で死んだ。その息子が張陳乾で若い時に和尚をしたこともあつたが還俗して「廟祝になつた?」。二十一年前に死亡、妻の姚阿二が現在の廟祝で、廟産や廟内のことを管理して生活している。

## 二 蕭山の城隍廟五座

蕭山小城隍廟の方志の記載状況を理解するために、萬曆・乾隆と民国三年の『蕭山県志』を閲読した。前二者には小城隍廟の記載は全く無いが、民国三年『蕭山県志稿』卷七壇廟・城隍廟の項の末尾に、極めて簡潔に論及されている：「東門外五里牌、別有小城隍廟」。少なくとも民国三年には此の廟が存在していたことが判明する。萬曆・乾隆の方志に記載が無いことを以て、当時に廟が無かつたと言ふことはできない。第一に廟に所在の石碑がその存在が早くに遡ることを示している（後述）。第二に、小城隍廟は民間の祭祀であつて、正統のものでなく、朝廷から勅封を受けた廟とは區別され、方志を撰述した人々は淫祠とみなし、記載しなかつたと考へられる。

城内の城隍廟については全ての方志に記載がある。民国『蕭山県志稿』は前志の記載を承け最も詳細に記載している。「以下史料紹介略」。この記載に拠れば、城内の城隍廟が朝廷及び地方官から重視され、修復は全て地方官が実施し、廟の規模・構図には明らかに小城隍廟とは差異がある。老城隍廟は現在存在せず、跡地には朝暉中学が建つている。

さらに廟祝は、小城隍廟の封号は「崇福佑王」とするが、県志の記載では、「吳越王錢鏐が奏して崇福侯に封じた」となっている。此の地域の発音では、「佑」と「侯」とはほとんど差が無く、おそらくは訛つたものと思われる。思うにこの二つの城隍廟の祭神は基本的に

同一の神であろう。

方志の記載に拠れば、蕭山県にはさらにもう一つの城隍廟「西興城隍廟」が存在する。これについて、民国『蕭山県志稿』卷七壇廟には次の記載がある。

西興城隍廟（原注。康熙劉志「廟號は永固王である。また城隍と称するのは、呉越の時に此処に城を置いていたので、この呼称が生まれたのに違いない」。乾隆志も同じである。康熙劉志は県城の城隍とは別に西興城隍廟を掲げている。乾隆志になると、県城隍廟の下に「一つは西興鎮に在る」と記す。思うに、西興には旧くは固陵城が有ったから、それが城隍を祀るのは当然であるから、縣城の城隍神とは別であろう。現在は康熙志に従っておく。また『咸淳臨安志』には「本府の城隍神はもと永固と号す」とあり、何も西興の城隍神のみが永固と称したわけではない。現在は越の大夫范蠡を祀っているが、何時から始まったか不明である。） 旧は江塘に在ったが、郷紳朱懋文が大街の北に移築した。（原注：康熙劉志および乾隆志。廟は永興閘の東に在り、廟の基盤の下が空洞なのは、永興閘が運河を通した所であるからである。・・） 咸豐十一年に破壊され、同治初に住民が再建した。

一は運河の南岸、倉橋東に在り、これも范蠡を祀っている。何時の創建か不明。同治九年に再建した。

この記載から、かつて西興には二箇所の城隍廟が有り、何れも范蠡を祭神としていたことが判る。

西興は旧の固陵城であり、故に城隍が有ったというのも、情理にかなう。蕭山県では「先ず西興鎮が有り、後に蕭山城が有る」という俗諺が有り、西興の歴史の古さを見ることが出来る。民国『蕭山県志稿』卷九古迹には、固陵城について、

即ち西陵城。また敦兵城という。『呉越春秋』には「越王句踐と大夫の種・范蠡が臣従するため呉に赴く時、群臣は浙水のほとりに送り、固陵に駐軍した」と、『越絶書』には「浙江南路の西城とは、范蠡の敦兵城である。その陵は固守することが出来るので、固陵と謂った」と、『水経注』には「浙江は固陵城の北をとおり」と、宝泰『会稽統志』には「西陵城は蕭山県西二十里に在る。五代末、呉越の武肅王は、陵とは縁起の良い語ではないので、改めて西興と名付けた」とある。

と記述している。西興の歴史沿革を説き明かして遺漏がない。敦、字は、屯、字に通じ、元来、西興は駐軍の重鎮であった。固陵という名称は、固守できる地であるからである。范蠡の軍勢の屯地であり、後人が范蠡を西興城隍としたのもまた情理にかなう。

そこでさらに西興城隍廟を調査することにした。現地の老人に拠れば、西興にはもとは確かに大小二箇所の城隍廟が有った。大城隍廟

は現在でも下街の古運河の畔に在り、元來の敷地に九十年代初に再建された。再建された廟の規模は甚だ小さく、三間一進スパンしかなく、中央の部屋は城隍神と城隍娘娘ふしんが祀られ、左側の部屋は雜物が置かれ、右側には朱天菩薩と觀音が祀られている。老人の回憶に拠れば「昔の城隍廟は非常に豪勢で、三進もあり、前には涼亭ちんも有り、後の大殿に城隍神と城隍娘娘を祀っていた。毎年春秋それぞれ三日間の演劇があつた。城隍神の誕生は正月十日。昔は阿校という廟祝がいたが、既に死去し、廟は現在は「念仏」の老女15が管理している」といふ。

もう一つの小城隍廟は上街に在つたが、建物は既に無く、跡地は粮油供給站となつてゐる。老人は回憶する。「かつてこの城隍廟の規模は、大城隍廟よりもさらに大きく、三間三進有つた。前殿には金剛大王、中間に石を敷いた天井、後殿には城隍神・朱天菩薩が祀られてゐる。大門の前には戲台が有り、毎年七・八月に三日間、紹興戲を必ず上演する。昔は和尚16がいて管理してゐたが死去した。」

最後に湘湖湖畔の「大城隍廟」について。既に壊されてゐるが、敷地の石板はずつと残存してゐた。九十年代初頭、現地の農民は旧敷地の上に三間の平屋を建て、仮の城隍廟に充て、城隍菩薩を祀つてゐる。現地の民間には斯様な伝説が存在する。

湘湖は昔は蕭山縣の中心であり、人々は「湖心地」と呼んでゐたといふ。最初の蕭山縣衙門は、此の地に造られようとしたが、如何せん、しばしば崩壊し、やむを得ず現在の県城に移されたのである。此の縁故の故に、此の地には昔から一貫して城隍廟が在り、人々は大城隍廟とよんでゐたのである。

当地の城隍神は楊姓で、名は藩であり、五代の時に一時は一帶に割拠し王を称したことがあるといふが、後に呉越王錢鏐に臣従した。この廟の近辺の聚落を、楊家里といふ、一村皆楊姓である。当地には「皇墳」在りとの伝説が有り、楊藩は楊大老爺、また黄金大帝と称されておゐり、黄袍をまとい、彼の子孫は皇糧の納入を免除されてゐたといふ。<sup>②</sup>

但し、湘湖に大城隍廟が在つたといふことは、前述した蕭山縣方志三種には如何なる記載も見出し得なかつた。ただ乾隆十六年「蕭山縣志」卷二五壇廟に、以下のような記載を見出した。

楊郭二長官祠。『方曆（紹興）府志』：湘湖畔に在る。『西河水利志』：明の洪武丁巳、<sup>18</sup>知県楊懋が楊・趙・顧・郭四公の祠を湘湖畔に建て、「四長官祠」といひ、春秋に祭つて其の功に報いた。後に何時の間にか楊・顧長官祠と為り、また楊・顧二公をば湘湖土地となした。さらに楊・顧は訛つて楊・郭と成り、祠も湘湖流出口の浄土寺脇に移された。民間の厄払いや節目節目の祈禱には、<sup>19</sup>巫師は全て楊・郭の号を唱え、あたかも土地神のようである。



おそらく楊・顧二公は此の地の官員であり、それも水利を以て民に功績有る者であった。故に死後に祠が建てられたのである。後に人々は、彼等を“湘湖土地”に祭り上げたが、さらに“土地”から“城隍”に格上げしたのではあるまいか。あくまで一つの推論であって、確たる証拠は無く、斷論を下すことは出来ないのは当然である。<sup>19</sup>

かくして我々は、旧時蕭山県には五箇所の城隍廟が在った事を知り得た。そのうち二箇所は城廂鎮<sup>20</sup>に在って、老城隍廟は城内に在り、小城隍廟は城外に在る。別に二つ、西興鎮に在り、このうち一個は大、一個は小である。さらに一個は大城隍廟を称し、湘湖湖畔に在る（現在は義橋鎮に属し、小地名を楊寺という）。其の分布は附図Ⅲに示した。

### 三 小城隍廟の由来及び其の伝説

ここで我々は、蕭山小城隍廟は何故城外に建てられたか、何時建てられたか、そもそも何故建てられねばならなかったのか、検討すべき段階に達した。完全無欠の解答を得ることは、現段階では不可能である。既に述べたように、方志の記述は至って少なく、文人の筆記随筆類もいくらか見たが今に至るまで収穫は何も無い。

しかしながら小城隍廟内には三枚の碑刻が残存しており、若干の材料を提供してくれる。年月を経て、保管また善からず、加えて石質がもともと堅固でなく、相当に風化剥脱が進んでいる。今までの何回目かの修復の際に、石碑は切断されて境内に埋め込まれてしまった。幸いに碑面はまだ断没されておらず現在でも何とか弁識が可能である。現地の文物管理部門に依頼して拓本を取ろうとしたが、やってきた職人は、一目見るなり頭を振り、もうとても拓印できぬと語った。そこで廟祝に手伝ってもらってきれいに洗浄し、判読するより方法は無かった。

第一碑は天井に在り、土地殿の牆に、北向きに埋め込まれている。「光緒十三年二月」に刻された、「紹興府蕭山県正堂<sup>21</sup>」の告示である。大意は“闡頭莊監生倪步香（以下、一連の郷紳の名が記されている）”等の人々が“呈程<sup>22</sup>”した。“東門外の小城隍廟”は“常々、無頼の棍徒<sup>23</sup>に勝手に只借りされ”ているので、縣衙は“「此の請願に濱島補<sup>24</sup>」批示<sup>25</sup>を与え、布告を出して嚴禁して”頂きたいものである。この小城隍廟が城内の城隍廟のような正統なものではなく、城隍廟に当然の待遇を享けるすべなかつたのであり、地方郷紳の必死

の努力によつて、ようやく光緒年間に地方行政長官から正式の公文を獲得し、官憲の保護が宣言され、無法集団は暇人などがこの廟を乱し侵せば、「嚴重に取り締まり、些かも猶予しない」ことを保証されたことが判明する。石碑は告示の冒頭に、「布告を發し嚴禁する。石碑に刻み、以て未來に存す」<sup>24</sup>ることを明確に記している。

この他に二枚の碑刻、「小城隍廟重建東嶽聖帝殿」と「土穀祠」<sup>24</sup>とが、龍図殿の南牆に在る。

二番目の碑は「道光十二年九月」に建てられ、「小城隍廟が東嶽聖帝殿建造に際する寄付者芳名」が記され、「護法弟子・莫有長」以下の「信士捐錢清單」が刻まれ、最後の落款には「募捐住持の学明、勒石碑記」<sup>25</sup>とある。

三番目の碑刻は、「光緒四年、歲次戊寅正月」に建てられた「城隍廟兼土穀祠」の「重建碑記」である。落款は、「僧靜一」が「苦勞すること三十年にして造成し、謹んで刊刻」した。「信士捐募清單」が前面に在り、さらに約三百字・四行半の序文が刻まれているが、刻字は判読しようが無く、かつ錯雜たる別字を各所に混じえていて、筆写も難しい。ただ大意を逐うと以下の如くである。

十五年の古廟であり、唐宋に開山、万姓が恩沢に沾つてきた。幾多の刀兵水火に遭い、幾度も平地と化した。明初、草房<sup>くさふみや</sup>を建て、暫時神像を安置した。僧祖広老和尚が寄付を募り、小廟を建て、乾隆年間に衆姓が土穀祠を添造した。道光初年、学修・学明が共同して数年努力し、東嶽聖帝殿を建てた。咸豐年間、再び兵乱に壞たれ、一片の瓦も留めぬ情況になつた。僧靜一は勤儉し、二十年間苦勞して、城隍廟を重建した。

此により、判明するのは、「唐・宋開山」がなお証拠を欠くとはいえ、蕭山小城隍廟の歴史が極めて古いことである。「中略：前掲の碑刻大意と重複」小城隍廟の現在の構図と対照すると、道光年間に建てられた東嶽聖帝殿は既に無く、祀られていた神靈も取り替えられてしまった。しかし光緒年間に重建された分は、大体において保存されている。現在の前殿は「土地殿」であるが、恐らく此は当年の「土穀祠」であろう。後殿即城隍殿は変わっていない。

小城隍廟が城外に建立された理由は、現在に至るも未だ満足できる回答を見出し得ない。前述の如く、廟祝や現地の老人の談話では、一つは、湘湖城隍廟が火事で焼けて此処に移つてきたとするもの、もう一つは城内城隍神は二人の妻を娶り、第一夫人が城内に、第二夫人が城外に住んだとするものである。かような説話は、満足できるものでないことは言うまでもない。そこで、若干の他所の資料を借りて、視野を広げる必要がある。

城隍廟が城外に建てられた民俗事象は、決して蕭山のみではなく、杭州・天津・成都、興国（湖北）等にも見出される。これらの地方では、生き生きとした伝説も残っている。

杭州の伝説：省主城隍はもとも城隍山上に在った<sup>[27]</sup>。ある年、大旱魃が発生、巡撫は命じて城隍神像を擡ぎ出させ、自分と神像を一緒に烈日の下に曝し、雨乞いした。夜半、城隍が巡撫の夢に現れ、勘弁してくれと頼む。巡撫は、求雨の方法を白状させる。已むを得ず城隍は、次月朔日黎明に玉皇山<sup>[28]</sup>に行けば、一人の和尚<sup>[29]</sup>に会うであろうが、実は玉皇大帝であり、彼に求めればよいと答えた。巡撫がそのようにしたところ、果たして玉皇大帝に出会ったので、玉皇大帝を拘束して釈放しなかつた。玉皇大帝は逃れられぬと見て、仕方なく願いを聞き届けたが、一体誰からこういうやり方を聞いたか尋ねた。巡撫は良い気分になつていたので、うっかり城隍であると明かしてしまふ。間もなく大雨が降った。其の夜、城隍が再び巡撫の夢に現れ、玉皇が激怒、城隍神は西北辺境の軍に流配されることになつたが、後任の城隍神が赴任してくると、杭州に残る彼の家族は、住処が無くなつてしまふので、面倒を見て欲しいとたのみこんだ。そこで巡撫は、杭州市内羊市街に三間の建物を探し出し、城隍神の家族を安置したので、人々は小城隍廟と呼んだ。

天津静海「県」の伝説：静海城隍廟は城内にあり、兒童の通学路に面していた。ある時一人の子供が雪玉を城隍神の耳に投げつけ、人を化かしてはいけないと警告した。天気が温和になると、城隍神は兒童の教師に言いつけ、兒童は先生から訓戒された。兒童は、「城隍城隍。遼陽に逃げれば勘弁する」と書いた紙片を神像に張り付けた。城隍神はそこで遼陽に行ったが、身の置き場が無く、やむを得ず舞い戻り、再び夢で教師に助けを求めた。先生からまた訓斥された兒童は、「遼陽に留まらず、本地に戻る」と書いた紙片を張り付けた。だが新任の城隍神が赴任しており、旧城隍神は静海にも身を落ち着ける処が無い。仕方なく、今度は袁門口の袁大郷紳に、廟を造営するように夢で訴えた。袁家はそこで城門の外に小城隍廟を造つたのである<sup>④</sup>。

成都の伝説：明朝の状元「科挙の殿試の首席合格者」楊升庵がまだ幼くて勉学している頃、同学と賭をし、城隍神に誓つた。城隍神は状元公の怒りを被るのを恐れ、同学に災いしてその踝を骨折させた。楊升庵は激怒し、一幅の「城隍爺くひかせを戴する図」を描いた。城隍神は「楊升庵の」先生に夢で助けを求めた。しかし楊は譲らず、城隍神を城外に放り出すことを堅く主張した。後に楊升庵が状元になると、人々は成都北門外の金華街に一個の城隍廟を造り、城隍神を城外に搬出した<sup>⑤</sup>。湖北興国の伝説も成都と概ね相似しており、ただ主人公が廬高に換わっているだけである<sup>⑥</sup>。

これらの相似する説話に共通する筋は、人々が城隍神を城外に追放する理由として、城隍菩薩が過ちを犯し、玉皇大帝によって左遷追放されたことである。多くの伝説は、「追放の処罰を命令するのは」玉皇と言わず、成長後は大官に任ぜられることが運命として定められている児童が話すことで、「処罰が」実現する。成都ではその児童は楊升庵であり、湖北興国では、廬高である。天津静海では児童は無名であるが、しかし、城隍廟の小鬼は皆彼のことを知っており、彼は「都堂」と呼ばれているのであって、其の故にこそこの児童の冗談はそのまま必ず実現したのである。この四個の伝説は、杭州が特殊なのを除けば、三個は同一類型に属しており、きつと伝説の散布によって、変異が生じたものであろう。

しかし、我々は民俗学において、城隍伝説はあくまで城隍信仰の派生物に過ぎず、城隍信仰の隆盛に付随して伝説が形成・流布したものであると認識している。多くの場合、城隍信仰が先に有り、後に然るべき城隍廟伝説が生じたのである。特にこのように廟に関わる伝説は、まず先に廟が有り、其の後に初めて相應の伝説を以て廟の由来を説明するのである。従って我々はかかる口碑をば、風俗史の参考資料とする事はできるが、そのまま歴史事実とすることはできないのである。

小城隍廟がなぜ城外に造られるかというについては、このような想像が理に合うかもしれない。城隍信仰が盛大になると、廟祝・和尚といった宗教儀能者の音頭に始まり、当地の多くの信者の支持の下に、寄付を募り、あるいは随意の喜捨を集め、若干年の準備を経て、城外の某地に城隍廟を建てることのできた。これは完全に民間の自発的な事業であり、かつ既にはるか以前に、城内に官府の庇護承認を得て建てられた正宗の城隍廟と、と比べて、小城隍廟と自称したのであろう。我々は蕭山小城隍廟の三枚の碑刻から、このような印象を受けるのである。小城隍廟が建立されてしまうと、関連する説話が人々の間に流伝し始める。これは民俗学の一般法則に符合することではなからうか。

「以下、南北朝以来の城隍廟の由来、明初の変革を説明する部分は、既に先行研究で十分に語られたところであり、削除する。」小城隍廟の形成の過程において、地方官は往々にして寛容な態度をとった。その一つの原因は、かかる類の小城隍廟は、城内の正統の城隍廟に対して如何なる脅威ももたらさぬからであらう。旧中国において、心底から真摯な宗教信者は実は少なく、人々の大部分は御利益主義者であり、廟有ればどこでも焼香し、神在れば誰でも額つき、切迫すると仏の足に縋り付き、病が重くなるとむやみに医者に駆け込む。何れも精神的慰藉を求める以外の何物でもない。因って彼等は、ほとんど、廟や神の設置が規範に合うか否か等の問題は、全く深刻に考

慮しないのである。かかる文化背景こそが、蕭山小城隍廟といった類の廟の出現をもたらしたのである。

(附記：今回の調査において、蕭山市文化館徐士龍・吳桑梓両同志の一方ならぬご援助を頂戴した。特にここに謝意を表呈する。)

原注

- ① インフォーマントは周両衡、男性、八一歳、現地の農民である。採訪の場には他に潘・孫・李姓の三人の中年男性(何れも農民)がいた。
- ② この民間伝説については、『錢王伝説』(成都科技出版社、一九九五)収載の「収服楊藩」を参照。
- ③ 拙著『菩薩外伝』上海文藝出版社、一九八九、一一六～二九頁参照。
- ④ 『天津風物伝説』(百花文藝出版社、一九八四)所載「静海両城隍」参照。
- ⑤ 『成都的伝説』(上海文藝出版社、一九八七)所載「擡城隍」参照。
- ⑥ 『中国民間文学集成・湖北興国県故事巻』参照。廬高は、順治九年進士、後に浙江駅鹽道として浙江・安徽・江西・湖広四省を管轄し、民間にもまた彼に関する説話が多い。

訳注

- [1] 必ずしも全てが城内に在るわけでは無い。管見でも、浙東余姚県、江南崑山県の城隍廟は城外の山上にある。またD.Johnson 1985が詳察を加えた、浙江省南部の台州寧海県の城隍廟も、同様に城外の嶺上に在る。
- [2] 本報告冒頭にも有ったように、大陸中国の行政制度では「市」が三様に使われ、省レヴェルの市、専区レヴェルの市の下に、しきりに旧来の「県」を「市」に改編している。最下位の県級市の場合、市の下が、城区・郊区と諸鎮・郷に分けられる。ただし郊区は附城鎮・城廂鎮など、一個の鎮に組織される例もあるようである。
- [3] 贅言かもしれぬが、「城」とは、「しろ」ではなく、「都市」の意味である。
- [4] 推定すると、「半月街」は聚落名称、その小地名が「転壩頭」かと思われる。水路に由来することは明白である。現今、廟の前方の水面は、鉄道(旧路)の土手の盛り土で截断されて池塘状を呈しているが、元来は相当の幅員をもつ水路であったと、観察上、推定される。
- [5] 養魚か採漁か不明。此の点に注意するのは、漁民の信仰はまた農民ないし陸上定着民とは大きく区別される特徴を往々にして示すからである。
- [6] 半月街という名称も、道路の片側のみ店舗が存在したことに由来すると推定される。商店街の形態と名称とのこのような連関は珍しくない。
- [7] 原文は“他討了兩個老婆。大老婆住城里、…小老婆住城外…”。
- [8] 供銷≡供給・消費(銷費)。供銷社≡供銷合作社。公社化の時期に、流通・商業部門を一手に引き受けた機構。

- [9] 仏教・道教など宗派に無関係に、民衆は寺廟の神像を、「菩薩」或いは「老爺」と呼ぶ。
- [10] 大躍進の無残な失敗のうちに、毛沢東派と劉少奇派のあいだに展開された政治運動。まず六三年五月の「毛：前十条」、同年九月「劉：後十条」、そして六五年一月「毛：二十三条」と進展し、文革の前段階を成した。
- [11] 臨平は杭州東方の巨鎮（現余杭県城）、柯橋は紹興市属の名鎮。
- [12] 宝巻とは明清時代の民間信仰・宗教結社の教典である。
- [13] 都市・農村の諸廟は、廟会の際に演劇を行うとともに、神像を担ぎ出して（擡老爺）、一定範囲を巡行することが多い。これを「出巡」という。
- [14] 一般に、常設の戲台の不在は、廟会演劇を欠く理由にはならない。臨時の舞台を構築する例は多く見出されるからである。蕭山県所在の城隍廟では、顧教授の紹介する所でも、県城「民国『蕭山県志稿』。常設戲台有り」・西興鎮大城隍廟「後掲老人の回憶。常設戲台無し」・西興鎮小城隍廟「同。常設戲台あり」では演劇が行われている。この半月街の小城隍廟でも行われていた可能性は極めて強い。老人にそれが記憶されない原因は十分に説明可能である。費孝通の著名な開弦弓調査（一九三五年実施）、また戴不凡氏の浙江省建德県についての回想、さらに濱島等の江南農村調査等で確認されるのは、一九二〇年代半、経済不振による廟会・社会演劇の消滅と、それに変わる有料演劇の出現であった。調査時点（一九六六年）に六十歳代初頭の老人の記憶に全く残らぬのは当然であろう。
- [15] 顧教授の用語のまま「念仏」と記したが、決して日本で通常用いられる「ねんぶつ」とは含義が異なる可能性が強い。この老女は、前掲、半月街小城隍廟について顧教授が紹介した「拝懺」即ち「民間の半職業的歌手である「香灯師傅」に頼んで「仏曲」を一曲唱う活動を担う宗教儀能者である可能性が強く、「念仏」も拝懺に類する活動である可能性が強いからである。
- [16] 和尚とは必ずしも仏僧のみを意味せず、道士を含む概念である。現地調査での経験では、農民は「喫素」（仏僧）と「喫葷」（道士）を区別する。
- [17] 洪武十年、一三七七。
- [18] この楊姓の土神を祭る廟の所在する聚落の住民が全て楊姓であるという事実は、何を物語るのであろうか。江南デルタの多くの土神に共通する特徴は、何れも姓名を有する人格神であることに加えて、同姓の子孫が存在することである。このような、死後に神として祭られた人物がいて、その子孫が生存する、という説明は倒置して考えるべきなのである。実は、子孫が存在し、彼等は例外なく巫師（憑依型 Possession Type のシャーマン）であって、自らに憑依する神・鬼（亡霊）の權威を高めるために、先祖（と称する人物）を神に仕立て上げ、靈異伝説を偽造したのであった。（以上、濱島一九九三b所載の諸土神参照）この楊家里の住民にも、巫業に依って生計を立てる家が存在していた蓋然性が高い。その意味では、楊姓の土神が一体誰であるのか、歴史上の人物に比定することには、あまり意味がないとも言えるであろう。
- [20] 現代中国の行政区画で、県城およびその近郊は、城廂鎮と命名されることが多い。城とは言うまでもなく都市を意味し、廂とは県城に近接する郊区を指す、古来の史料用語である。

- [21] かかる場合、連名の順序は官品によるのが通例である。筆頭が「監生」であるとするれば、科擧の擧人以上の合格者、あるいは出仕貢生以上の人々、つまり江南デルタで「郷紳」と目される人々が含まれているとは思われない。おそらく顧教授は地方有力者程度の意で「郷紳」の語を用いたと推定されるが、それが妥当か否か、検討すべき点である。
- [22] 「呈程」では意味を為さない。請願の事実を記すとするれば、「呈稱」以外の何物でもない。
- [23] 顧教授の原語。[21]参照。
- [24] 土地廟の雅称。ここでは日本の屋敷神に相当する。
- [25] 次の光緒年間の碑記と併せて、この小城隍廟が、実質は仏寺であったことが判明する。
- [26] 太平天国時期を意味する。
- [27] 現在、復活している。写真8参照。
- [28] 杭州市郊外西方に所在の山。頂上に道観があった。
- [29] [17]参照。この和尚は明らかに道士である。

## 参考文献

- 那波利貞一九三四「支那における都市の守護神について」『支那學』七一三・四、一頁。
- 濱島敦俊一九八八a「明清江南城隍考」『唐代史研究会編』『中国都市の歴史的研究』刀水書房、二二八～二三二頁。
- 一九八八b「明初城隍考」『榎博士頌壽記念東洋史論叢』汲古書院、三四七～三六八頁。
- 一九九〇「明清時代、江南農村の「社」と土地廟」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下、汲古書院、一三二五～一三五七頁。
- 一九九三a「明清江南城隍考・補考」『唐代史研究会編』『中国の都市と農村』汲古書院、四九九～五二七頁。
- 一九九三b「近世江南李王考」『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、五一～五四一頁。
- 濱島敦俊・片山剛・高橋正一九九四「華中・南デルタ農村実地調査報告書」(『大阪大学文学部紀要』第三四卷)。
- 鄧 嗣禹一九三五「城隍考」(『燕京大學』『史學年報』二二二。二四九～二七六頁)。
- 戴 不凡一九八三「浙江家鄉戲劇活動漫憶」『浙江文史資料選輯』第二五輯、浙江人民出版社、一～七一頁。
- 顧 希佳一九九〇「太湖流域民間信仰中的神靈体系」『世界宗教研究』一九九〇一四、一三三～一三三三頁。
- Johnson, David. 1985. "City-god Cults of Tang and Song China." *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. XLV, No. 2, pp. 363-457.
- Hansen, Varelle. 1990. *Changing Gods in Medieval China, 1127-1276*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Hamashima, Atsutoshi. 1992. "The City-god Temples (Ch'eng-huang-miao) of Chiangnan in the Ming and Ch'ing Dynasties," *Memoirs of the Research*

*Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko, No.50, pp.1-27.*

付録「十報恩懺」

吳桂珍口述

吳桑梓采錄

一九九七年五月

顧希佳採訪

- 一報田地蓋載恩、天覆地載實非輕。天降甘露普潤地、地長萌芽養衆生。持齋念佛明禮儀、報答田地蓋載恩。
- 二報日月照臨恩、日月普照大乾坤。東出西沒無暫息、周而復始放光明。持齋念佛明心性、報答日月照臨恩。
- 三報皇王水土恩、皇王水地養黎民。君王有道民安樂、報答皇王水土恩。持齋念佛行公道、報答皇王水土恩。
- 四報爹娘養育恩、父母恩情大海深。父是天來娘是地、不敬父母敬何人？上代古人行大孝、宣揚四海尽留名。若要兒孫孝順我、我今先孝二双親。持齋念佛行大孝、報答爹娘養育恩。
- 五報祖師佉法恩、普佉妙法度衆生。佉法深恩難酬報、信心不退報師恩。六報宗門引進恩、千言万語集成人。引進之恩難酬報、時時恭敬報師恩。
- 七報護法護持恩、不將護法法難行。諸上佛祖虧護法、護法功德永無窮。八報八方善友恩、相救相拔出苦輪。善勸諸人行公道、同入西方淨土中。
- 九報人人九祖恩、家家三代共宗親。一子持齋千佛喜、九宗七祖尽超升。十報三教聖人恩、各留經卷度衆生。三教經書言何事？皆因調和一点心。



## 浙江省蕭山縣小城隍廟調查報告

### — 城隍廟備忘錄（一）

大阪大学文学部 濱島敦俊 教授

杭州師範大学 顧 希佳 教授

#### 中文要旨

按明初以来的法制，只允許縣城級以上的都市建築城隍廟。但實際上，明末以後，在縣城以外的市鎮，也出現了鎮城隍廟，其中有的還被称作「小城隍廟」。清代浙江省紹興府蕭山縣（現在的蕭山市）中，在縣城東郊五華里（約4公里）處就有「小城隍廟」。1992年夏，濱島乘車偶經此地，眺望窗外，發現了這小廟。1995年作了簡單地訪問視察後，委托顧希佳教授（杭州師範學院）進行調查。

關於小城隍廟的由來，按濱島所知，在洪武三年的改制（破壞偶像、廢止称号）時，江蘇省蘇州府常熟縣的住民，私下保存了歷史悠久的城隍廟神像，後被称作為小城隍廟。而蕭山的小城隍廟，拋看廟的老太太及參拜者的介紹，其由來稍有不同。這個小城隍廟的主神「城隍老爺」，與縣城內正式的城隍廟（也稱為大城隍廟）是同一的神，只是並拜祭祀的城隍夫人，在縣城是第一夫人，而小城隍廟則是第二夫人（小老婆）雲雲。

一般縣城之外建有城隍廟的聚落，往往是某種商業中心地，如市鎮等。就好象縣城隍廟在法制上被看作是以縣城為核心的全縣的管理者一樣，處於中心地聚落的廟宇，對於周圍一定範圍的農村來說，常常自比為城隍廟。蕭山縣城東郊小城隍廟所在的地名是「半片街」，以「街」為聚落名稱，自然令人聯想到其商業機能，暗示此地具有某些中心地的作用。而且此地別名為「駁壩頭」，表示這裡可能曾經是水運和水運之間、或水運和陸運之間的中轉站。具體的考察還有待今後。

這次調查還發現，除了縣城東郊以外，蕭山縣內曾經還存在過（或是現在仍存在？）另外一個「小城隍廟」，在蕭山縣西北部的西興鎮。西興鎮舊名固陵城，是春秋時代句踐越國重要的政治·軍事據點，作為政治都市，其歷史比現在的蕭山縣城更為悠久。也就是說，目前發現的小城隍廟，都是以縣城隍廟的存在為前提而形成·命名的，而蕭山縣西興鎮小城隍廟則是先于縣城城隍廟就存在了。近世以降開發的江南三角洲，縣城級的都市很少遷移，沒有這種情形。但浙東地區在唐代以前就已經開發，作為政治中心地的城牆都市（縣城），往往會有新旧交替，從小城隍廟的存在，可以發現這種遷移的痕跡。

其他地方也有鎮級城隍廟的存在，這方面的考察是今後的課題。

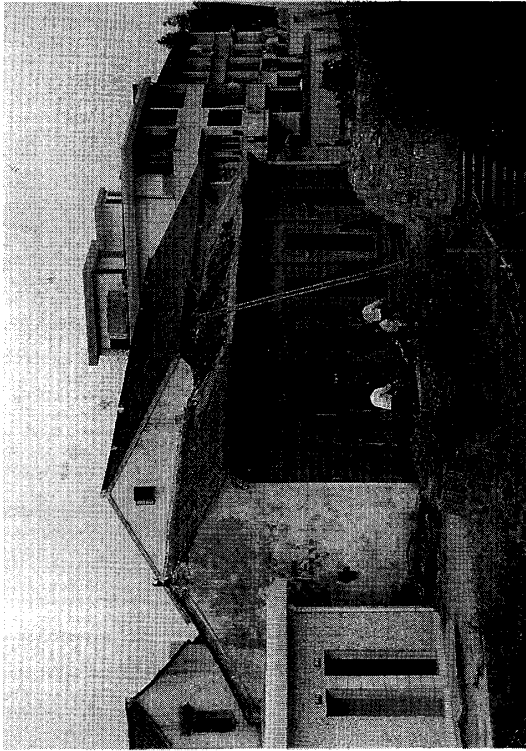


写真1

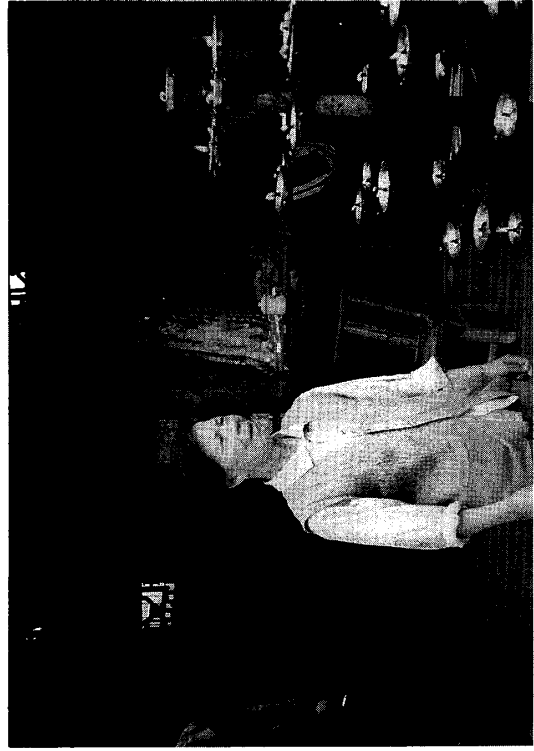


写真3



写真2

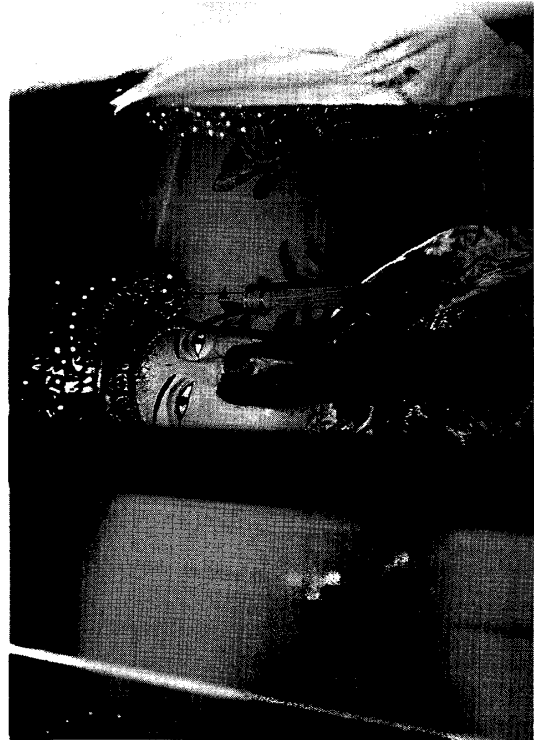


写真4

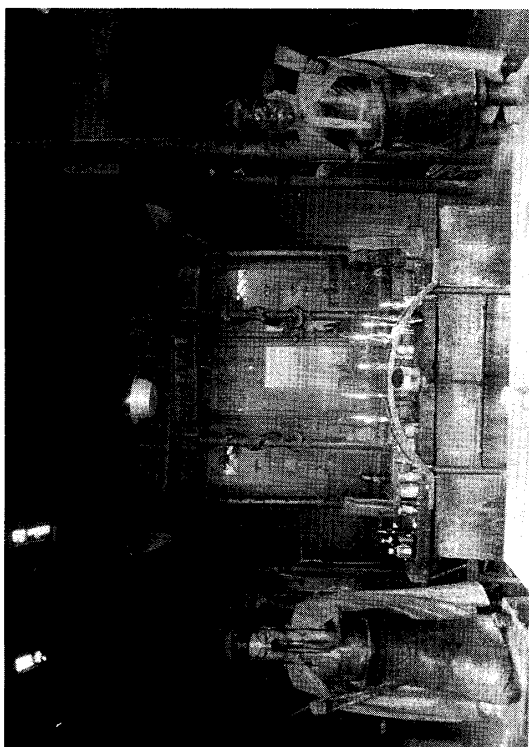


写真 5

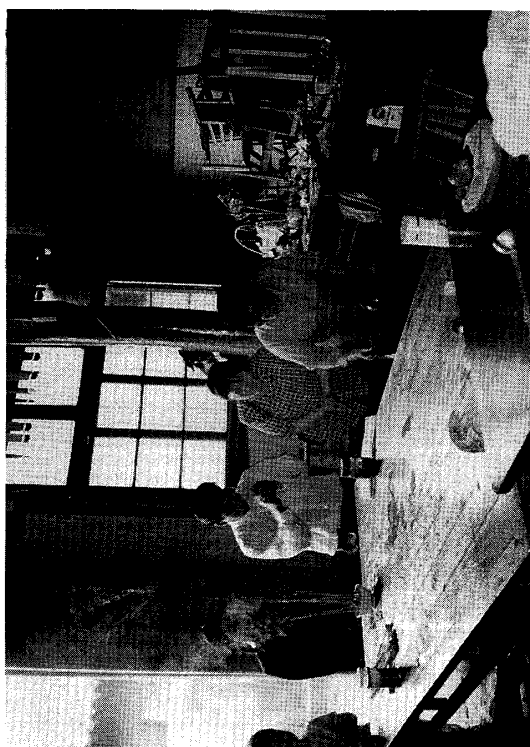


写真 7

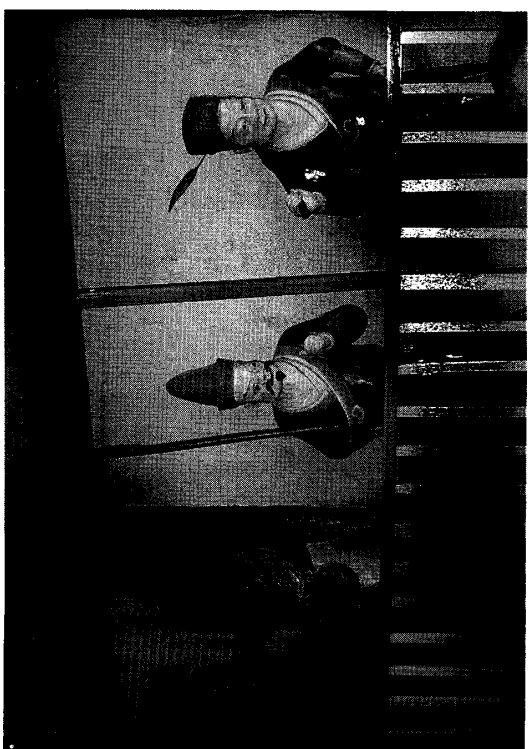
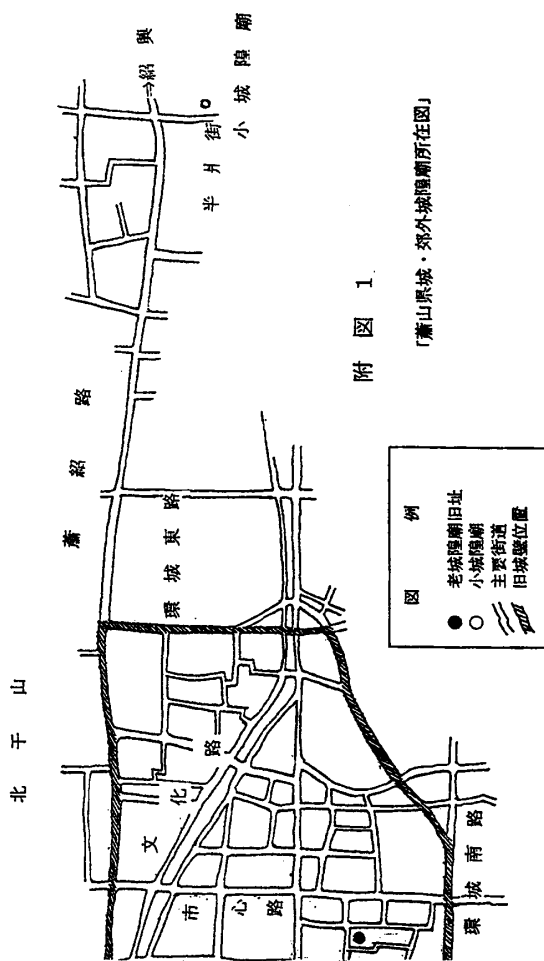


写真 6



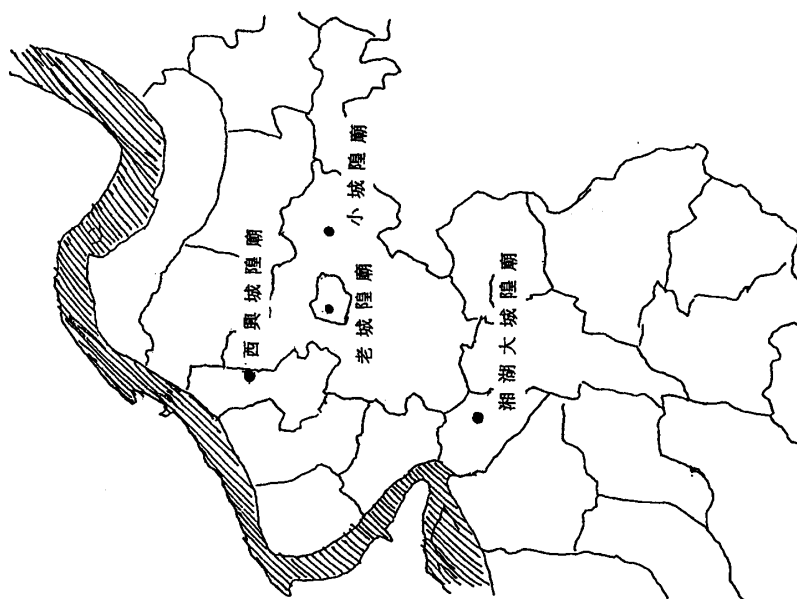
写真 8



附圖 1

「蕭山县城·郊外城隍廟所在圖」

附圖 1 「蕭山县城·郊外城隍廟所在圖」



附圖 3 「蕭山市五座城隍廟分布圖」

